

# 国民生活基礎調査を 安全・円滑に 行うために

調査員・指導員のための  
安全対策マニュアル

平成  
**28**  
年



# 調査員・指導員の皆様へ

国民生活基礎調査が良い成果を得るためにには、皆様に調査の趣旨・内容をよく理解していただき、決められた方法で調査を円滑に進めていただくとともに、安全に調査を行っていただくことが大切です。

この『平成28年 国民生活基礎調査を安全・円滑に行うために——調査員・指導員のための安全対策マニュアル——』は、調査を始める前の心構え、世帯を訪問する際の基本的なマナー、事故を未然に防ぐための主なポイントなどをまとめたものです。

このマニュアルを隨時確認して、安全かつ円滑な調査活動を行っていただきますよう、よろしくお願いします。

# 1 自宅での準備のポイント

## ■調査を始める前に…

- ・調査の目的、内容、方法を十分理解しましょう ..... 3
- ・緊急時の連絡先を書きとめましょう ..... 4
- ・調査の結果知り得たことの秘密は守りましょう ..... 5
- ・世帯への訪問計画を立てましょう ..... 5

## ■調査に出かけるときは…

- ・体調に気をつけましょう ..... 6
- ・華美な服装は控えましょう ..... 7
- ・世帯の訪問は昼間のうちにすませましょう ..... 8

# 2 調査活動中のポイント

## ■世帯を訪問するときは…

- ・調査員証、指導員証は、はっきり見せましょう ..... 9
- ・節度ある態度で応接しましょう ..... 10
- ・不用意に家の中に入らないようにしましょう ..... 11
- ・不用意に犬に近づかないようにしましょう ..... 12

## ■スムーズに世帯を訪問するために…

- ・管理組合や管理人の理解、協力を得ましょう ..... 13

## ■調査で移動するときは…

- ・交通事故に注意しましょう ..... 14
- ・雨天時などは足元をよく見て歩きましょう ..... 15
- ・安全運転を心掛けましょう ..... 15

## ■防犯対策のために…

- ・あなたの身の安全を優先しましょう ..... 16
- ・盗難に注意しましょう ..... 17

## ■事故にあったり、ケガをしたら…

- ・すみやかに連絡しましょう ..... 18
- ・災害補償について ..... 19

# 1 自宅での準備のポイント

調査を始める前に…

調査の目的、内容、方法を  
十分理解しましょう

調査活動に入る前に『調査の手引』や調査票などをもう一度熟読し、調査の必要性、調査事項、調査方法などを理解し、世帯の方との応接に備えましょう。



## 緊急時の連絡先を書きとめましょう

世帯の方からの質問の答えに困ったとき、調査への理解が得られないとき、事故や困難な問題が起きたときなどのための連絡先（保健所または福祉事務所の担当者名、電話番号など）を『調査の手引』裏表紙の所定欄に書きとめるとともに、このマニュアルの裏表紙にも書きとめ、調査の際には持ち歩くようにしましょう。



## 調査の結果知り得たことの秘密は 守りましょう

調査票に記入された内容や、あなたの質問に世帯の方が答えたことなど、調査の結果知ったことは、家族の人や他の人の目にふれたり、他の人に漏らしたりしないよう、その管理には細心の注意を払いましょう。

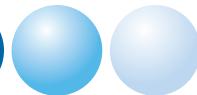


## 世帯への訪問計画を立てましょう

自宅から担当地域までの交通機関の種類、所要時間などを調べ、無理のない訪問計画を立て、その全体計画は保健所または福祉事務所の担当者と家族に知らせましょう。

また、毎日の訪問予定を家族に知らせてから担当地域に出かけましょう。

# 調査に出かけるときは…



## 体調に気をつけましょう

体の調子が悪いときは無理をしないで、よくなつてから調査に出かけるようにし、常に健康に気を使いましょう。

急な病気やケガの治療などのため、調査が円滑に行えないくなるような場合には、すみやかに保健所または福祉事務所の担当者に相談してください。



## 華美な服装は控えましょう

華美な服装や装身具、過度の化粧や香水は避けましょう。また、特定の政党や団体（宗教団体を含む。）のバッヂなどの着用は訪問した調査対象世帯に誤解を招く恐れがありますから、避けましょう。



## 世帯の訪問は昼間のうちに すませましょう

昼間不在がちの世帯の調査は『連絡票』を用いるようにし、なるべく土曜日や日曜日に行うようにしましょう。

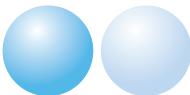
また、夜遅い時間を指定されそうな世帯の場合などは、電話などで昼間の都合の良い時間を聞くなどして、明るいうちに訪問できるように努めましょう。

人通りの少ない一軒家などの訪問は、夜遅くならないようにならねばなりません。やむを得ず、夜間に訪問する場合は、暗い道や人通りの少ない道を避けるなど、十分注意しましょう。



# 2 調査活動中の ポイント

世帯を訪問するときは…



調査員証、指導員証は、  
はっきり見せましょう

調査の説明や聞き取りをする前に、「国民生活基礎調査」の調査員または指導員であることにはっきりと告げ、『調査員証』または『指導員証』を明確に提示しましょう。

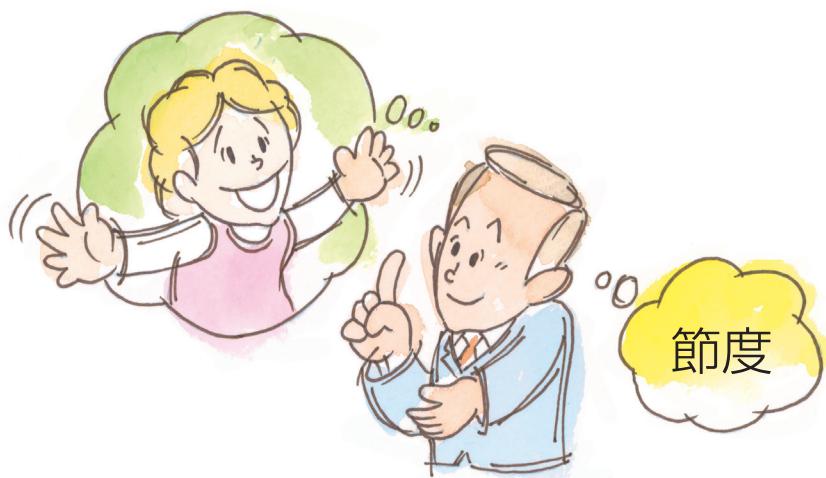
『調査員証』や『指導員証』  
は首から下げるか、  
胸の位置などに付け  
て訪問するよう  
にしましょう。



## 節度ある態度で応接しましょう

世帯を訪問した際には、厚生労働省が所管する統計調査の実施に来訪したものであることを認識し、世帯の方には、仕事として節度をもって対応するようにしましょう。

また、高圧的な言葉遣いやなれなれしい態度、酒気を帶びての訪問、政治や宗教などの話は避けましょう。



## 不用意に家の中に 入らないようにしましょう

調査の説明などは玄関先で応対しましょう。

やむを得ず玄関の中に入るときは、玄関のドアをあけておきましょう。

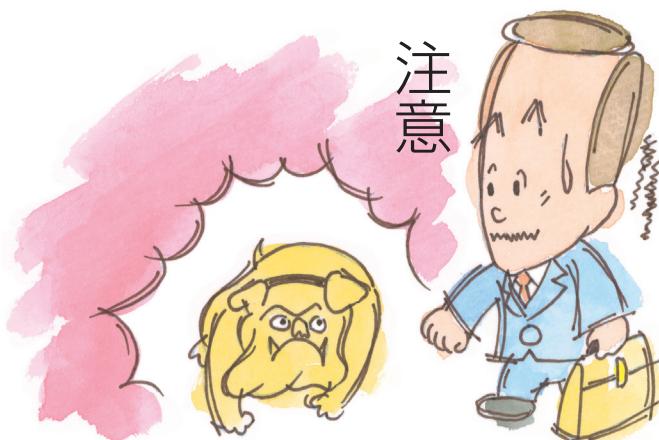
また、世帯の方との対面は、相手方と一定の間隔を保つよう努めましょう（応接のマナーの基本であると同時に危険を避けるポイントになります。）。



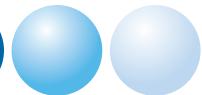
## 不用意に犬に近づかないように しましょう

不用意に犬に近づいたり、頭をなでるなどして犬を刺激して、かみつかれないようにしましょう。

家の中で放し飼いにしている場合や鎖につながれていますも鎖が長い場合もありますので、十分注意してください。



スムーズに世帯を訪問するために…



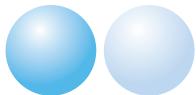
## 管理組合や管理人の 理解、協力を得ましょう

アパート、マンション、寮、社宅などで管理人のいるところでは、事前に管理人に来訪の趣旨、調査の目的、必要性などを説明し、協力を得て調査を始めるようしましょう。

特にマンションでは、管理組合や管理会社へ、調査に伺うことを伝え、調査の協力を得るようしましょう。



## 調査で移動するときは…



### 交通事故に注意しましょう

住宅街の見通しの悪い交差点などでは、車やバイクの急な飛び出しに気をつけ、慎重に歩くようにしましょう。

また、夕方や夜間は、車の運転手から歩行者が見えにくい場合もありますから、事故にあわないよう、十分注意してください。



## 雨天時などは足元をよく見て 歩きましょう

世帯を訪問するため、歩行中に調査関係書類などを見るときは、段差などにつまずかないよう、立ち止まるようにして、足元には十分注意しましょう。

夜間は足元が見えにくく、雨天時は滑りやすくなっているので、慎重に歩いてください。



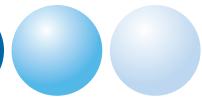
## 安全運転を心掛けましょう

自転車などで出かけるときは、事前に点検し、交通ルールを守って安全な運転を心掛けましょう。

工事中の場所は通行を避け  
るなどし、夕方や夜間、雨天  
時は十分注意しましょう。



## 防犯対策のために…



### あなたの身の安全を優先しましょう

調査活動中でも、身の危険や不安を感じたら迷わず引き返し、保健所または福祉事務所の担当者に相談してください。無理をしないで、まずあなたの身の安全を優先しましょう。

防犯ブザーは、使い方と鳴ることを確かめた上で、すぐに使用できる状態で常時携帯してください。

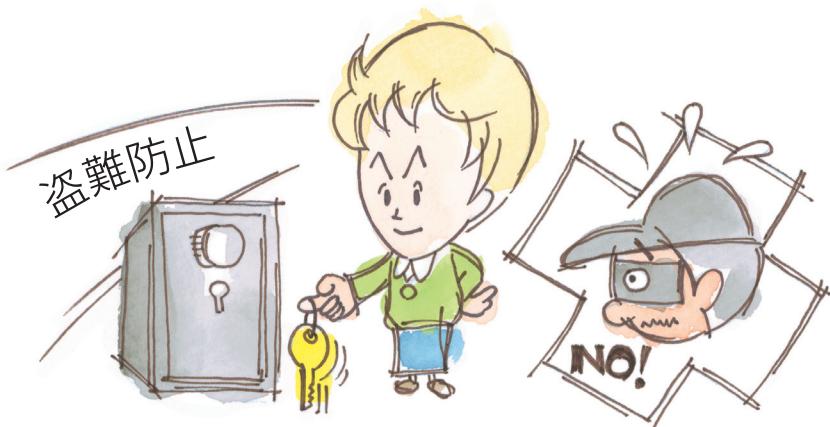


## 盗難に注意しましょう

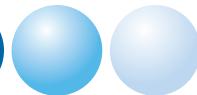
調査活動中は、調査関係書類の入った袋や自分の持ち物は手元から離さないようにしましょう。

歩行中は袋を車道側に持たないようにして、バイクなどによるひったくりに気をつけましょう。

特に、調査票、世帯名簿など世帯の情報が記入されている書類は、盗難にあわないように自宅でもしっかり管理してください。



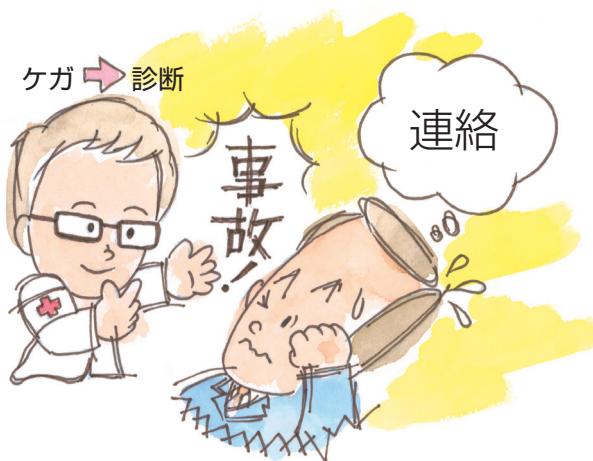
## 事故にあったり、ケガをしたら…



### すみやかに連絡しましょう

万一事故にあったら、状況に応じて警察署や消防署に連絡しましょう。ケガをした場合は必ず医師の診断を受けてください。

また、すみやかに保健所または福祉事務所の担当者に連絡を取って状況を報告し、指示を受けてください。



## 災害補償について

調査員や指導員の皆様が調査活動中の事故やケガの災害に遭ったときは、「地方公務員災害補償法」に基づき、公務災害補償を受けられる場合がありますので、保健所または福祉事務所の担当者にご連絡ください。

一方、調査活動に起因して、不慮に他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりした場合の補償については、平成22年度から、一般財団法人厚生労働統計協会が公益事業の一環として、「国民生活基礎調査損害賠償補償事業」を実施しています。

この補償事業は、調査員や指導員の皆様が掛金を負担する必要はありませんが、別冊「平成28年国民生活基礎調査損害賠償補償事業のご案内」の適用条件を満たすことが必要になっていますので、よくお読みになり、該当すれば保健所または福祉事務所に関係書類を提出するなど所要の手続きをお取りください。

## MEMO

**平成28年  
国民生活基礎調査を  
安全・円滑に行うために**

---

**— 調査員・指導員のための安全対策マニュアル —**

---

平成28年3月 発行

編集・発行 一般財団法人 厚生労働統計協会  
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町4-9  
小伝馬町新日本橋ビルディング3階  
☎(代 表)03-5623-4123  
(F A X)03-5623-4125  
ホームページ <http://www.hws-kyokai.or.jp/>

---

印 刷 奥村印刷 株式会社

---



## ■ あなたの受持ち調査地区または単位区

地区 番号						単位区 番号	

※世帯票調査の調査員は、1つの地区全体を受け持ちます。  
所得票調査の調査員は、地区内の1つの単位区を受け持ちます。

## ■ 連絡先

電話	(	)	(内線	)
----	---	---	-----	---